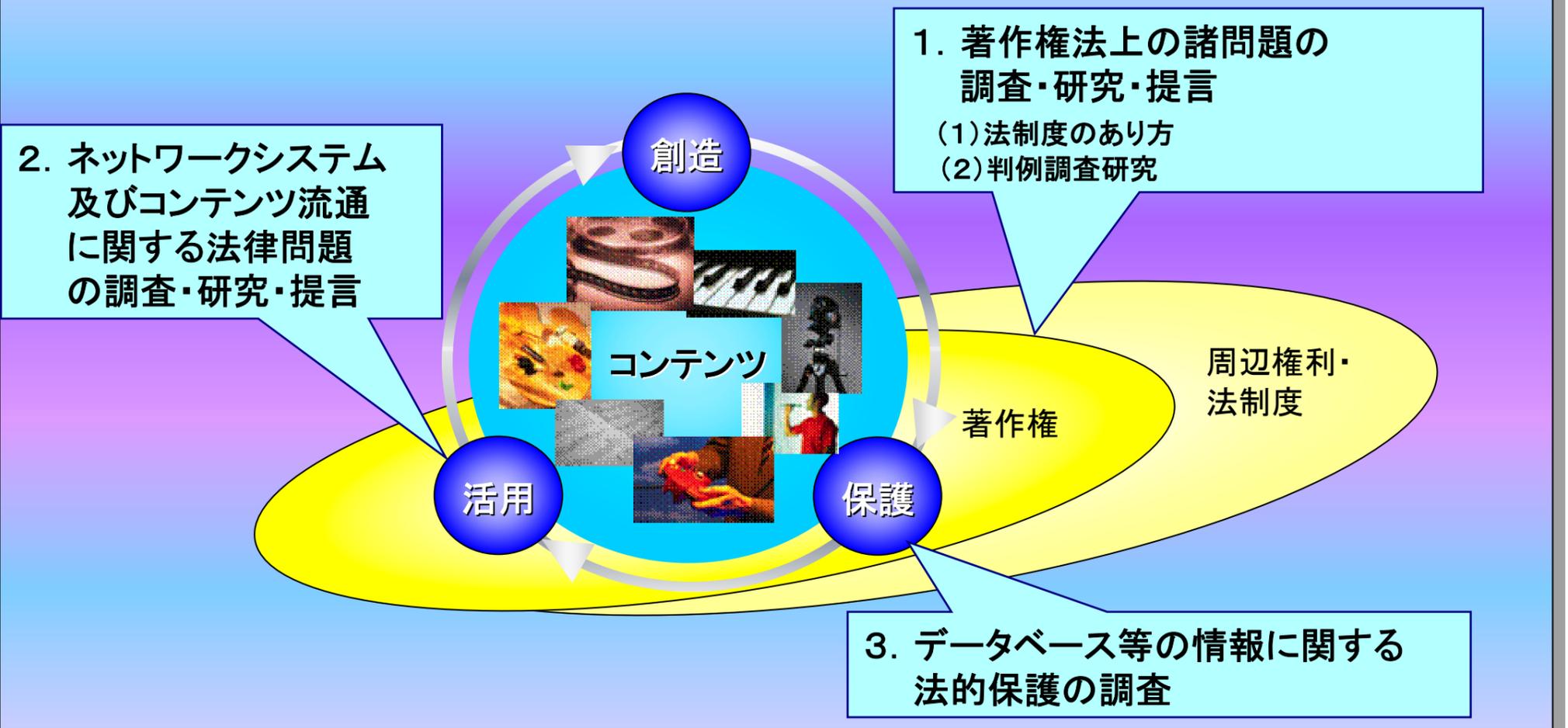


デジタルコンテンツ委員会

デジタルコンテンツの活用サイクルの推進を目的とし、コンテンツを取り巻く、著作権を中心とした周辺権利、法制度(プロバイダ責任制限法, EC取引法等)の調査研究を行っています。

2007年度 活動テーマ



具体的な取り組み・アウトプット

様々な業種(今年度は、通信、印刷、電気機器、地図、ゲーム、エネルギー、運輸、化学、金融等)から集まった委員が協力し、次のような取り組みを行っています。

2007年度の主な取り組み・アウトプット

デジタルコンテンツビジネス発展に向けた意見提言

文化審議会著作権分科会

①私的録音録画小委員会中間整理

著作権法第30条の適用範囲見直しへの要望

- ・著作物の円滑利用を阻害しない要件具体化, 30条全体の制度設計に向けた検討
- 補償金制度への要望
- ・著作権保護技術や契約実務の進展等、補償金制度を取り巻く環境の変化を考慮
- ・補償金対象から、汎用的機器, 媒体を除外

②法制問題小委員会中間まとめ

●権利制限についての要望

- ・検索エンジンサービスに係る法的安定性の担保
- ・ネットオークションでの画像掲載を端緒とした、商品画像利用に関する問題点指摘
- 親告罪制度の維持に関する要望
- 登録を必要としないライセンス保護制度の要望
- いわゆる「間接侵害」における、カラオケ法理の運用への懸念点指摘
- 「機器利用時・通信過程における一時的固定」

論文等

『知財管理』誌 寄稿(3回)

①平成18年度臨時国会著作権法の一部改正について(2007年6月号)

②コンテンツ利用者向けサービスにおける著作権侵害の問題
～誰が侵害者となるのか?～
(2008年3月号予定)

次のパネルで詳しくご紹介しています。

③著作物の引用—今更聞けないシリーズ—
(2008年5月号予定)

その他、関係官庁・業界団体・JIPA他委員会との意見交換を、適宜、実施しています

コンテンツサービスにおける著作物の利用主体は誰か？

～著作権を侵害するのは誰？～

1. サービス環境の変化と法的問題

アクセスの時間、場所を問わないユーザー利便性を求めた各種のサービスの出現。

サービスの過程において一定の複製や送信行為を伴うケースが多い。この複製等の行為が著作権法上の侵害行為と評価できるものである場合、利用の主体は誰か。サービス提供者はコンテンツの利用主体として侵害しているか？



2. 判例によって形成されてきた法理

★クラブキャッツアイ事件（最高裁 昭和63年3月15日判決）

カラオケ機器を店に設置し、JASRACに無許諾で客に有料で利用させていたスナック経営者が、客による歌唱も経営者による歌唱と同視し得るとされ、演奏権の侵害主体とされた事件



《カラオケ法理》

①管理・支配性

客は、店と無関係に歌唱しているわけではなく、店の従業員による歌唱の勧誘、設置したカラオケテープの範囲内での選曲、カラオケ装置の従業員による操作を通じて、店の管理のもとで歌唱している。

②利益帰属性

管理・支配性に加え、経営者が客の歌唱を営業政策の一環として店の雰囲気作りにつなげて利益増大を意図している。

➡ サービス提供者 = 利用主体 ⇒ 侵害主体

3. 近年における判例

下表が最近のコンテンツユーザーの利便性を図るために提供されたサービスをめぐる事件。いずれもカラオケ法理によるアプローチ。

各事件を通し、管理・支配のファクターとして、ユーザーによる複製、送信等行為への管理、サービス設備の物的管理、保守などの支援的管理など複数の視点を捉えている。

利益帰属については、宣伝の有無、初期登録の有無、保守料あるいはレンタル料など。

共通する点が多い半面、どこまでの要素を判断基準としてとらえるべきか個別判断せざるを得ない点で曖昧さが残る。しかし、著作権侵害を否定した「まねきTV事件」においてユーザー購入の市販製品と汎用品のみでシステム構成している点などは参考となる。

4. 今後の動向と課題

カラオケ法理の射程範囲が拡張され、責任追及の現実的困難さを安易にサービス提供者にすり替える論理となることは危惧される。

今後の判例の蓄積と法整備対応に注目。

コンテンツ利用者向けサービス関連判例比較表

	録画ネット(知財高決 H17.11.15: 差止仮処分)	ロクラク事件(東京地判 H19.3.30: 差止仮処分)	まねきTV(知財高決 H18.12.22: 差止仮処分)	選撮見録(大阪高判 H19.6.14: 差止等請求)	MYUTA(東京地判 H19.5.25: 差止請求権不存在確認)
原告/債権者	被被告人X(放送事業者)	債権者X ₁ , 債権者X ₂ (いずれも放送事業者)	抗告人X ₁ , X ₂ , X ₃ , X ₄ , X ₅ , X ₆ (いずれも放送事業者)	被控訴人X ₁ , X ₂ , X ₃ , X ₄ , X ₅ (いずれも放送事業者)	原告X(サービス提供事業者)
被告/債務者	抗告人Y(サービス提供事業者)	債務者Y(サービス提供事業者)	被被告人Y(サービス提供事業者)	控訴人Y(集合住宅用映像記録配信システム販売業者)	被告Y(音楽著作権管理事業者)
システム構成					
著作権侵害の有無	○テレビ番組を利用者のテレビパソコンに録画することは複製権を侵害	○親機により放送番組を受信録画し、子機へ送信する行為は、複製権および著作隣接権を侵害	○ベースステーション(SONY製品: BS)は「1対1」の送信を行う機能のみ(BS内に録画せず)で「自動公衆送信装置」に該当せず、BSからの放送データ送信も「公衆送信」にあらず(=侵害なし)	○サーバへの録画は放送の送信可能化と評価できる(複製権及び公衆送信権を侵害)	○サーバへの音楽ファイルの複製と携帯へのダウンロードが複製権及び公衆送信権を侵害 -サーバ=自動公衆送信装置 -登録すれば誰でも利用できる=不特定の者(=「公衆」)への送信
著作権侵害の主体(サービス提供者等の管理・支配性と利益帰属性)	○抗告人(サービス提供者)が主体 -専用ソフト/アクセス認証あり -録画システム全般を統括管理 -ユーザの録画行為も管理 -サービス提供による利益あり	○債務者(サービス提供者)が主体 -親機のほとんどが債権者の実質的管理下にあり、一体として管理 -サービス提供により利益あり	○被被告人(サービス提供者)が分配機を介してアンテナとBSを接続しても「1対多」の送信等を行うことにならない(=主体性なし) -専用ソフト/アクセス認証は不要 -BSは汎用品であり、利用者が名実共に所有 -通常のハウジングサービスの料金水準を超えない	○マンションの各入居者が主体であるが、控訴人(サービス提供者)も規範的な意味で主体と評価 -保守管理の実態あり -サービス提供による利益あり	○原告(サービス提供者)が主体 -専用ソフト/アクセス認証あり -原告がサーバを所有管理し、サーバへの複製等は本件サービスにおける極めて重要なプロセス(サービスにおいて不可欠) -試用中につき無料だが、有料化予定の事実認定あり
違法性阻却(権利制限該当性)	○抗告人の管理支配性が強く、利用者による私的複製には該当しない(地裁決定でのみ言及)	○本サービスによる放送番組の録画は、利用者による私的使用目的で行われるか否かと直接関連しない		○複製主体のマンション入居者の予約した番組は1番組1箇所サーバに記録され録画予約した入居者で共用=私的用途を超える	○サーバを所有管理しシステム設計する原告が送信の主体→不特定者が受信=「1対1」といえず
結論	抗告棄却(差止認容):	請求認容(差止認容): 執行抗告するも、棄却されている	抗告棄却(差止認めず): 抗告で追加された「公衆送信権」侵害の申立ては趣旨の変更として認められず(仮に認めたとしても非侵害と付言)	請求認容(差止認容): 一審判決での法112条1項の類推適用を否定し、「カラオケ法理」を直接適用	請求棄却(差止認容)[確定]: ※原告は訴訟前にサービスを一旦終了している